

(案)

令和5年3月30日

内閣総理大臣

岸田文雄 殿

福島国際研究教育機構設立委員会委員長

---

福島国際研究教育機構の設立準備完了の届出について

福島国際研究教育機構の設立の準備が完了したので、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第98条第2項の規定に基づき届け出ます。